建設工事の入札参加資格を登録されている皆様へ

令 和 ８ 年 ３ 月
大阪府都市整備部

令和８年度発注案件※からの建設工事における総合評価落札方式の取組方針について

（設備工事を除く。）

都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）では、平成18年度から価格及び品質が総合的に優れた調達を行うため、建設工事において総合評価落札方式（以下「総合評価」という。）を導入していますが、以下のとおり継続して運用します。

なお、個々の案件の評価項目や評価基準については、入札参加申請者に交付する「技術審査資料作成要領」又は「技術提案書作成要領」を確認願います。

※　電子入札公告「１　発注の内容　発注年度」が令和８年度となっている案件。令和７年度中に公告し、令和８年度に契約する案件を含む。

１．趣旨

総合評価とは、「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の２の規定による。）です。

２．対象工事

総合評価の対象とする工事は、予定価格（税込み）が 1.0 億円以上の土木一式工事及び橋梁上部工事（鋼製又は PC）とします（大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）条件付一般競争入札（実績申告型）を適用する工事を除く。）。

ただし、文化財調査に関連する掘削のみの工事など、工作物を築造しない工事及び国際競争入札案件のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事については、原則として総合評価を採用しません。

また、建築関係工事において、施工規模が大きい案件を対象として、「大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室建設工事総合評価落札方式実施ガイドライン」を準用し、総合評価を実施します。

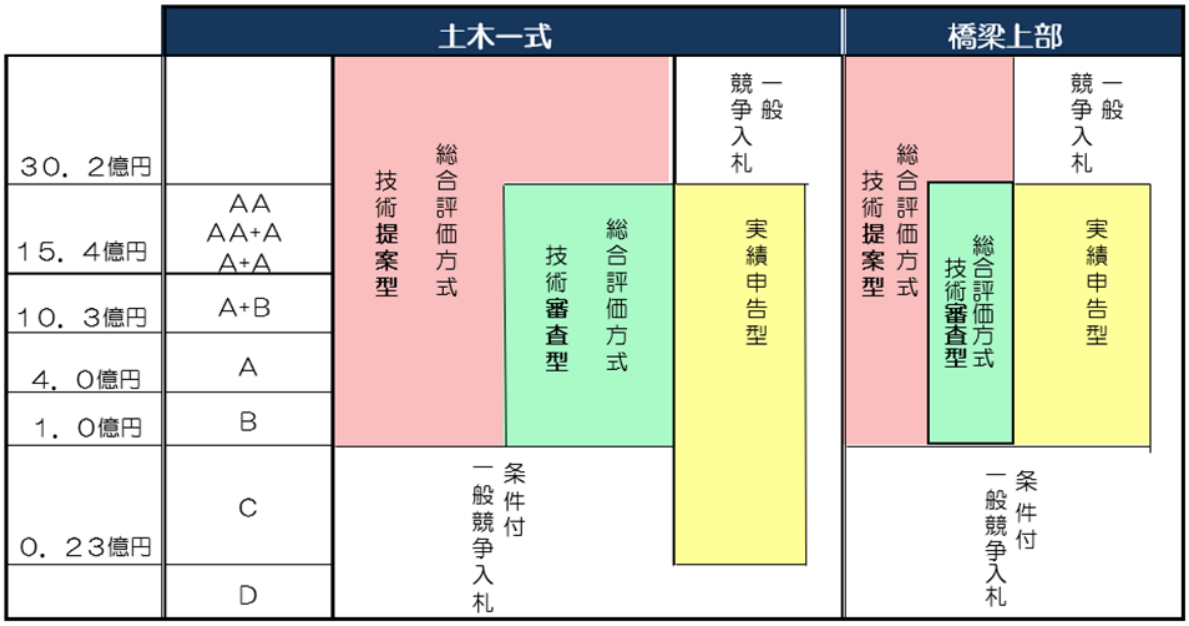

３．総合評価の種別

都市整備部の総合評価には、公共工事の特性（規模、技術的な工夫の余地）に応じて、「技術審査型」、「技術提案型（標準）」及び「技術提案型（高度）」の種別があります。

（１）技術審査型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性及び品質を確保する観点から、工事成績等の実績、施工実績等を評価します（技術提案は求めない）。

土木一式工事　予定価格 1.0 億円以上 30.2 億円未満の案件で試行実施

（２）技術提案型（標準）

施工技術の難易度や現場条件の難易度が高い工事において、発注者の求める工事内容を履行するための施工上の技術提案を求める場合に適用し、「施工方法、施工管理、品質管理、安全対策、環境への影響及び特定工種における工期の縮減等」の観点から技術提案を求めるものです。工事成績等の実績、施工実績等も評価します。

技術提案型（標準）にはＷＴＯ型・Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型があり、それぞれの工事の難易度に応じて適用しています。

また、入札契約手続きにおける取り組みとして、「シールド工事（仕上り内径 5000㎜以下）」については、段階的選抜方式を試行実施します。

段階的選抜方式は、一次審査において技術提案を一つ求め、４者（同点の場合は５者以上となる場合があります）を選抜する受発注者双方の負担軽減を目的とした方式です。

（３）技術提案型（高度）

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造物の品質の向上を図るため、工事目的物自体についての技術提案等を求める場合に適用し、強度、耐性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコスト等の観点から高度な技術提案を求めるものです。工事成績等の実績、施工実績等も評価します。

４．総合評価一般競争入札手続の流れ

（１）技術審査型及び技術提案型【標準Ⅲ型・Ⅳ型（土木Ｂ等級の参加案件）】

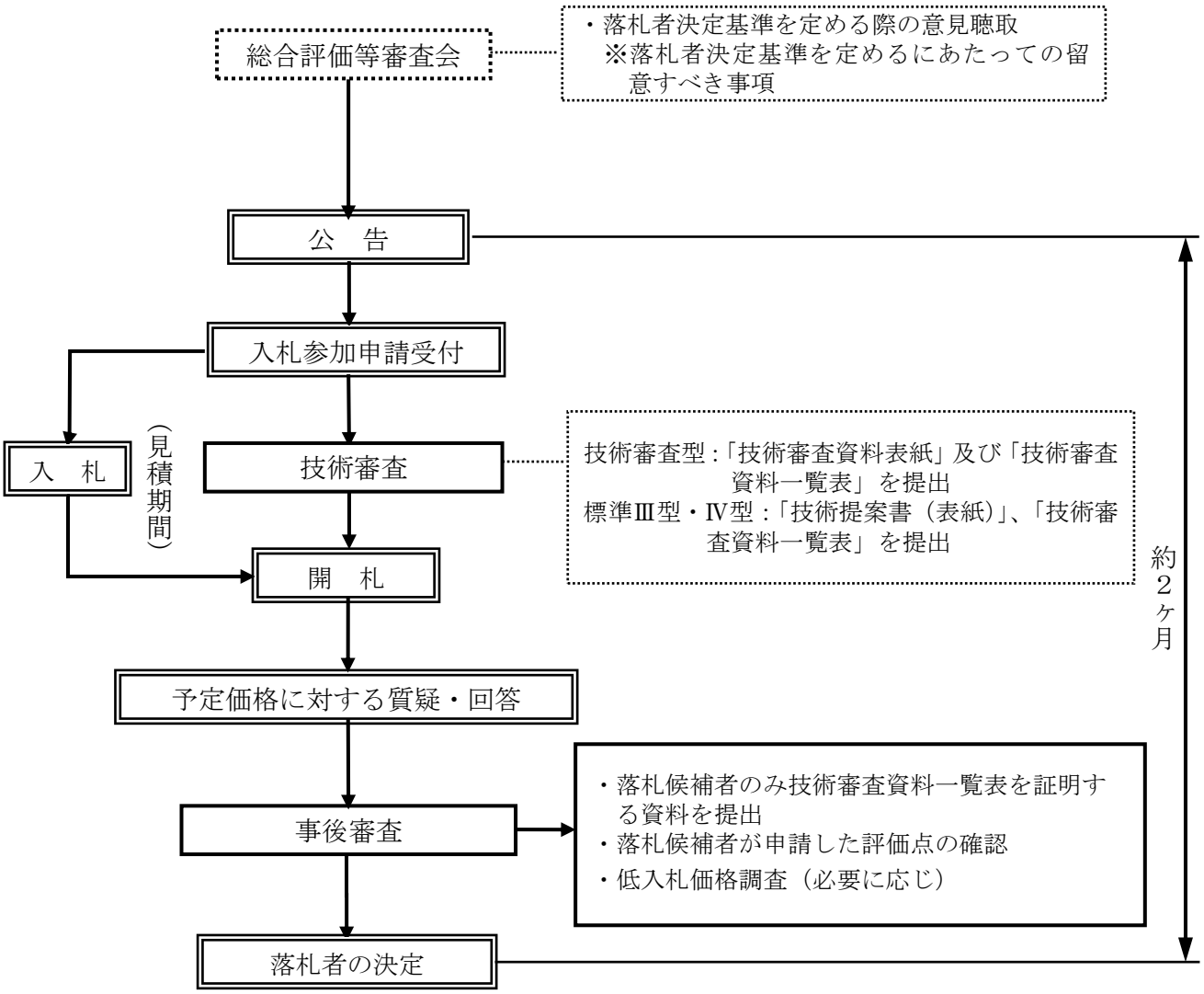

※５．（１）審査型③又は５．（２）③（Ⅲ型・Ⅳ型）の評価項目に基づき、自己採点を行い、技術審査型は技術審査資料（表紙及び一覧表）、技術提案型（標準Ⅲ型・Ⅳ型）は技術提案書（表紙）、技術審査資料一覧表を提出いただきます。

なお、落札候補者のみ技術審査資料一覧表を証明する資料を事後審査時に提出し、評価項目の確認を行います。

（２）技術提案型【標準ＷＴＯ型・Ⅱ型・Ⅰ型 及び 橋梁上部工】

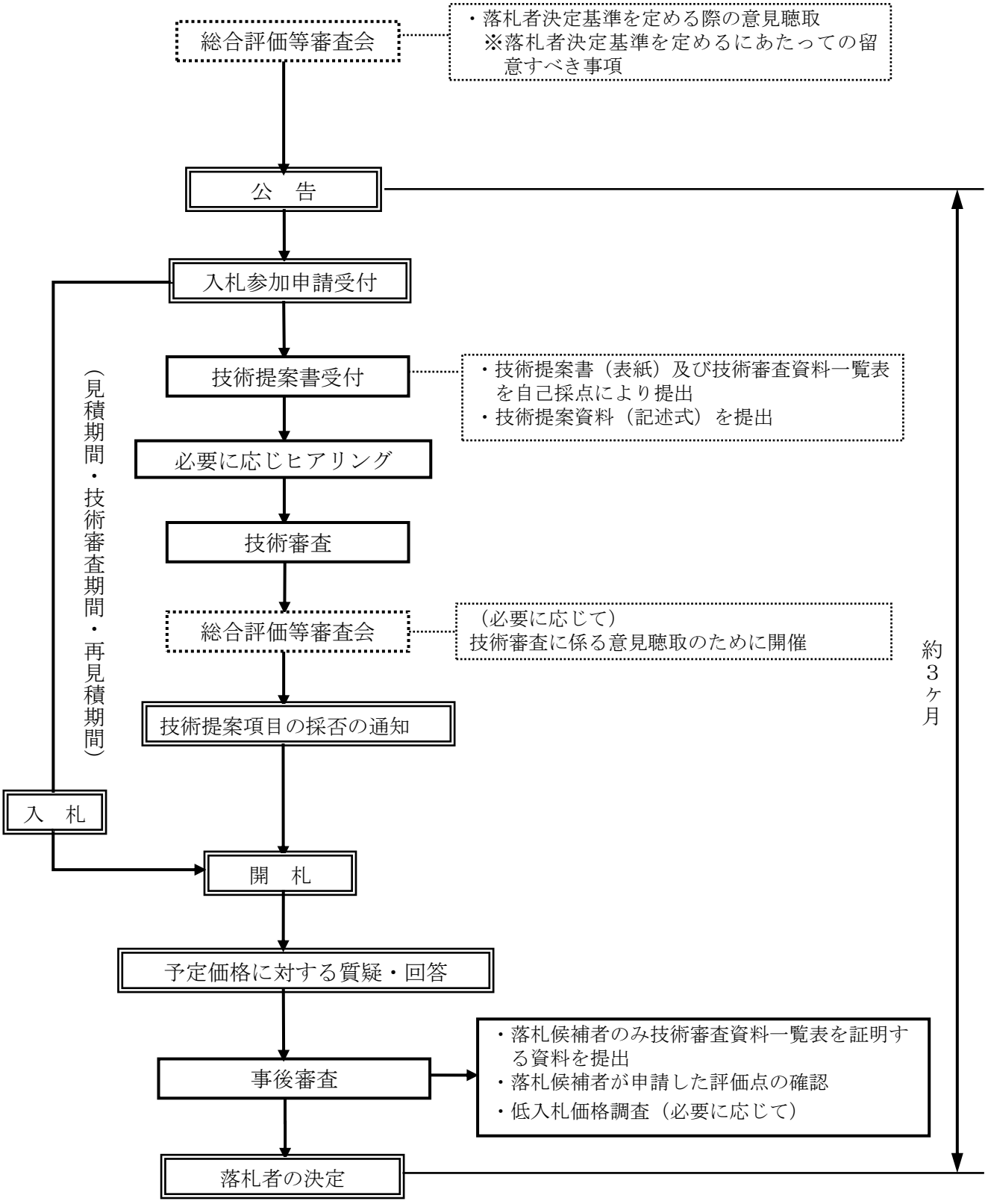

※５．（２）③（ＷＴＯ型・Ⅰ型・Ⅱ型・橋梁上部工）の評価項目に基づき、自己採点を行い、技術提案書（表紙）、技術審査資料一覧表及び技術提案資料を提出いただきます。
技術提案資料（記述式）は、課題に応じて提出いただきます。
　なお、落札候補者のみ技術審査資料一覧表を証明する資料を事後審査時に提出し、評価項目の確認を行います。

（３）技術提案型（標準　段階的選抜方式）

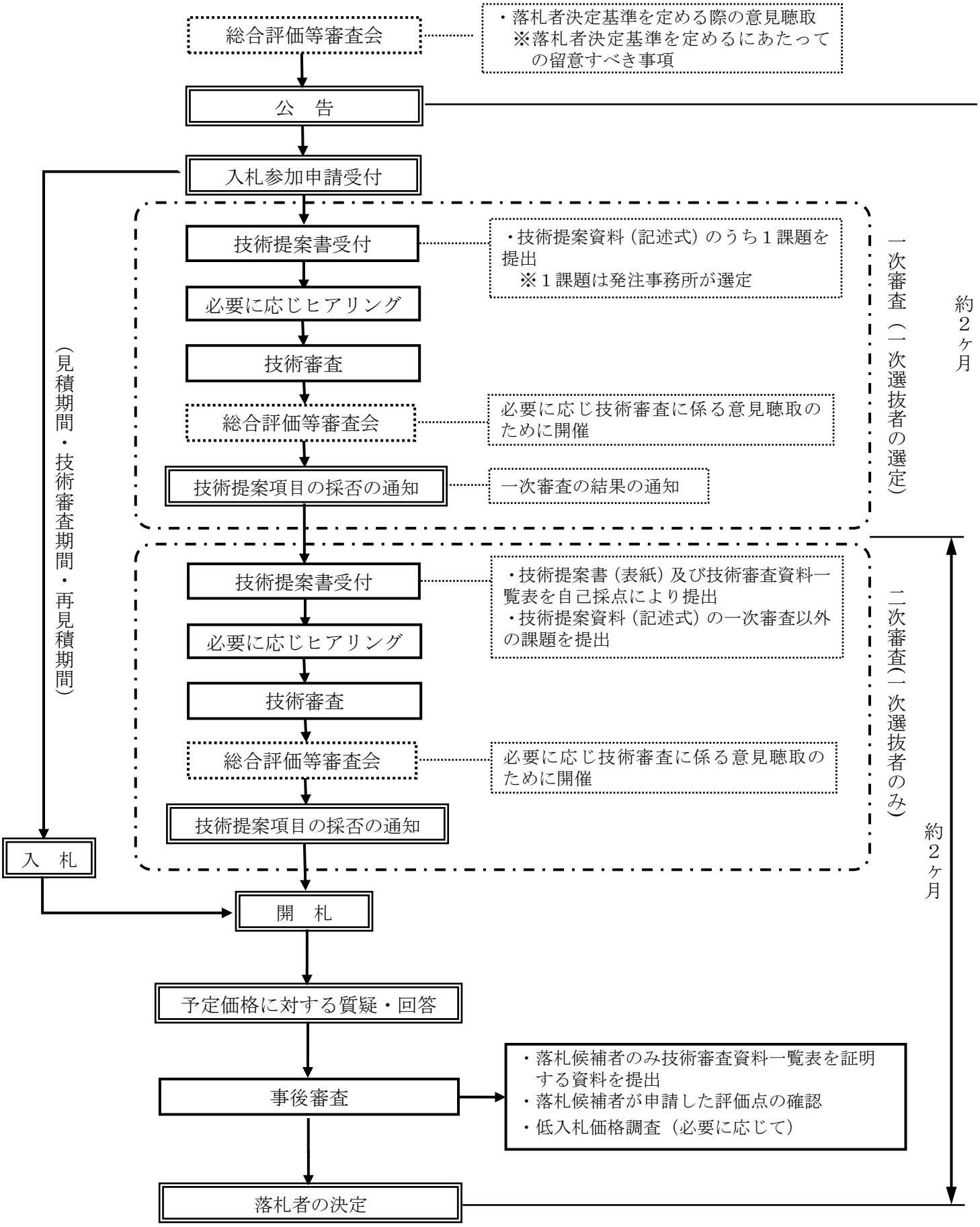

※技術提案型(高度)については未定です。

５．総合評価落札方式の審査・評価

（１）**技術審査型**における審査・評価

①適用の意義

技術審査型を適用する工事においては、入札参加者の優良工事等表彰の有無、工事成績、工事実績及び現場従事技能者の配置並びに配置予定技術者の優良工事等表彰の有無、工事成績及び工事実績等を評価することにより、発注者の指示する仕様（以下「標準設計」という。）に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を入札参加者が有しているか否かを確認します。

②技術評価点

当該工事の入札参加条件を満たす者すべてに、基礎点 100 点を付与し、③の加算点との合計点をもって技術評価点とします。

③加算点

評価項目を評価し、下表の範囲で加算点を付与します。

分類	評価項目	評価内容	評価基準		点数
入札参加者の実績	優良工事等表彰	過去２年間における、大阪府都市整備部、大阪港湾局又は全国地方整備局（北海道開発局を含む。）における表彰受賞の実績	選択	都市整備部長表彰 大阪港湾局優秀表彰 全国地方整備局長表彰（＊）	２
				都市整備部事務所長等表彰 大阪港湾局優良表彰 近畿地方整備局事務所長表彰（＊）	１
	同分野工事の成績点の実績	過去３年間における、大阪府、全国地方整備局（北海道開発局を含む。）、近畿地方整備局管内府県・政令市又は大阪広域水道企業団発注の同分野工事における工事成績点 ※総価契約に限る	選択	80 点以上３件以上	３
				80 点以上２件	２
				80 点以上１件	１
	同種工事の施工実績	過去 15 年間に元請として完成引き渡しが完了した同種工事の実績	選択	２件以上	２
				１件	１
	現場従事技能者の配置	・登録基幹技能者 ・一級技能士　　（＊1）	配置工種（最大１職種 0.5×１人） 配置工種（最大２職種 0.25×１人）		最大１
	工事成績点に係る減点	大阪府都市整備部発注工事における前年度の工事成績点　※総価契約に限る	70 点未満１件以上		－１
配置技術者（監理技術者）の実績	優良工事等表彰	過去２年間における、大阪府都市整備部、大阪港湾局及び全国地方整備局（北海道開発局を含む。）におけるいずれかの団体の表彰受賞の実績	選択	都市整備部長表彰 大阪港湾局優秀表彰 全国地方整備局長表彰（＊）	２
				都市整備部事務所長等表彰 大阪港湾局優良表彰 近畿地方整備局事務所長表彰（＊）	１
	同分野工事の成績点の実績	過去 15 年間における、大阪府、全国地方整備局（北海道開発局を含む。）、近畿地方整備局管内府県・政令市又は大阪広域水道企業団発注の同分野工事において監理技術者、専任特例２号による技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者又は現場代理人（有資格）として全期間従事した工事の成績点　※総価契約に限る	選択	80 点以上３件以上	３
				80 点以上２件	２
				80 点以上１件	１
	同種工事の施工実績	過去 15 年間に元請として完成引渡が完了した同種工事において監理技術者、専任特例２号による技術者、監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者又は現場代理人（有資格）として全施工期間従事した実績	選択	３件以上	３
				２件	２
				１件	１

分類	評価項目	評価内容	評価基準		点数
企業の信頼性・社会性	若手・女性技術者の育成	若手（40 歳以下）・女性技術者と補助者の配置	選択	若手・女性技術者を監理技術者として配置し、技術力を有する現場代理人が補助を行う	2
				若手・女性技術者を現場代理人として配置し、技術力を有する監理技術者（主任技術者）が補助を行う	2
				若手・女性技術者を担当技術者として配置し、技術力を有する監理技術者（主任技術者）又は現場代理人が補助を行う	2
				技術力を有する女性技術者を監理技術者又は現場代理人として配置	2
	地域貢献度	大阪府内企業であり建設機械の所有 （＊2）	大阪府内に建設業法上の主たる営業所があり、かつ建設機械を所有		1
		大阪府内企業の下請けへの活用 （＊3）	１次下請契約額に占める大阪府内企業の下請契約額の割合が９０％		1
		災害復旧工事の実績 （工事１件につき１回のみ申請可）	都市整備部又は大阪港湾局発注工事（緊急随意契約に限る。）における災害復旧工事の実績		1
	大阪府施策に対する取組	障がい者の雇用状況 （*4）	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている		1
	担い手の確保	担い手の確保及び定職率の向上	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用を行う		2
合 計 点					－1 ～ 24

（＊1）評価対象とする技能者の職種等は、作成要領において案件毎に指定します。
各職種１名までとし、適用する職種の数で評価点を加算します。
現場従事技術者は１工種につき１名とし兼務は認めません。

（＊2）本項目による加点は年度内につき１回とします
・土木一式Ｂ等級の対象案件は、さらに管内に大阪府と契約する営業所があるものとします。
・土木一式ＡＡ等級が参加する案件は、大阪府内企業であれば評価の対象とします。
・橋梁上部工の案件は、本項目については評価の対象外とします。

（＊3）主たる工種がシールド工等の特殊工事については、評価項目として設定しません。

（＊4）共同企業体においては、全ての構成員の障がい者実雇用率が、法定雇用率を超えている場合に評価の対象となります。

（その他の注意事項）

＊優良工事等表彰（入札参加者の実績及び配置技術者の実績）について

・受賞１案件につき１回のみ利用できます。
受賞案件を利用（申請）して契約締結した場合、他案件には利用できません。

・入札参加者が共同企業体の場合は、代表構成員の実績のみを申請対象とします。また、共同企業体による過去の施工実績案件は、出資比率 20%以上の工事に限り評価対象とします。出資比率 20%以上であれば代表構成員以外の実績でも評価の対象とします。

・全国地方整備局長表彰及び近畿地方整備局事務所長表彰は、土木一式ＡＡ等級が参加する案件に適用します。なお、全国地方整備局長表彰には北海道開発局長表彰（国土交通省所掌の事業に限る。）を含みます。

＊同分野工事の成績点の実績（入札参加者の実績及び配置技術者の実績）について

・大阪府、全国地方整備局（北海道開発局を含む。）、近畿地方整備局管内府県・政令市又は大阪広域水道企業団発注の工事成績点の評価は、土木一式ＡＡ等級が参加する案件に適用します。
なお、土木一式Ａ又はＡ＋Ｂ等級の工事成績点の評価は、大阪府、近畿地方整備局及び大阪広域水道企業団のみを対象とします。

・「同分野工事」とは、土木一式工事及び橋梁上部工事における「土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、法面工事、プレストレストコンクリート構造物工事、ＰＣ橋梁上部工事、鋼橋上部工事、その他構造物工事、橋梁補修工事、橋梁補強工事、しゅんせつ工事」とします。

・優良工事等表彰の評価項目へ申請した受賞案件は、同分野工事の成績点の実績への申請はできません。

・入札参加者が共同企業体の場合は、代表構成員の実績のみを申請対象とします。また、共同企業体による過去の施工実績案件は、出資比率 20%以上の工事に限り評価対象とします。出資比率 20%以上であれば代表構成員以外の実績でも評価の対象とします。

・現場代理人（有資格）とは、監理技術者資格者証の交付を受けた場合に限ります。
また、担当技術者は、主任技術者を配置できる場合の国家資格のいずれかを有していた場合に限ります。
なお、技術者の成績は全期間従事した工事の成績のみを対象とします。

＊同種工事の施工実績（入札参加者の実績及び配置技術者の実績）について

・「同種工事」については、案件毎に設定します。

・入札参加者が共同企業体の場合は、代表構成員の実績のみを申請対象とします。また、共同企業体による過去の施工実績案件は、出資比率 20%以上の工事に限り評価対象とします。出資比率 20%以上であれば代表構成員以外の実績でも評価の対象とします。
土木一式Ａ等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体として参加する場合は、全ての構成員の実績を評価の対象とし、代表構成員のみ実績を有する場合は、評価点を２件以上は 1.0 点、１件は 0.5 点とします。

・現場代理人（有資格）とは、監理技術者資格者証の交付を受けた場合に限ります。
また、担当技術者は、主任技術者を配置できる場合の国家資格のいずれかを有していた場合に限ります。
なお、技術者の実績は、求める工種や工事内容を施工している期間すべてに従事していれば対象とします。

＊若手・女性技術者の育成について

・「技術力を有する」とは、「同種工事の施工実績」、「80 点以上の工事成績点」又は「監理技術者として 10 年以上の経験」を有することをいいます。

＊大阪港湾局について

・大阪港湾局は、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）発注を対象としています。

（２）**技術提案型(標準)**における審査・評価

①適用の意義

技術提案型（標準）を適用する工事においては、施工上の特定の課題等について入札参加者から技術提案を募り、工事の品質向上を期待するものです。企業や配置予定技術者の施工実績等も評価します。

②技術評価点

当該工事の入札参加条件を満たす者すべてに、技術提案基礎点 100 点を付与し、③の加算点との合計点をもって技術評価点とします。

③加算点（ＷＴＯ型・Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型・橋梁上部工）

評価項目を評価し、下表の範囲で加算点を付与します。

総合評価競争の落札者決定基準（土木一式・橋梁上部工）

単位：点

分類	評価項目	評価基準	土木一式 橋梁上部工	土木一式				橋梁上部工（WTO除く）
			30.2億円以上	30.2～15.4億円	15.4～4.0億円	4.0～1.0億円		
			WTO型	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	
技術提案	技術提案（施工方法・品質管理・安全等）		28	15	10	5	5	15
	施工計画							
入札参加の実績	優良工事表彰（Ⅰ型・橋梁上部工）	都市整備部長表彰・大阪港湾局優秀表彰 全国地方整備局長表彰　※１		1				1
		都市整備部事務所長等表彰・大阪港湾局優良表彰 近畿地方整備局事務所長表彰		0.5				0.5
	優良工事表彰（Ⅱ・Ⅲ型）	都市整備部長表彰・大阪港湾局優秀表彰			1	1		
		都市整備部事務所長等表彰・大阪港湾局優良表彰			0.5	0.5		
	同種工事の施工実績（WTO・Ⅰ・Ⅱ型・橋梁上部工）	最大２件（２件以上：２点，１件：１点）	最大２	最大２	最大２			最大２
	同種工事の施工実績(Ⅲ型)	１件以上：１点				最大１		
	現場従事技能者の配置（Ⅰ・Ⅱ型・橋梁上部工）	登録基幹技能者（最大1職種0.5×1人） 一級技能士（最大2職種0.25×2人）		最大１	最大１			最大１
	現場従事技能者の配置（Ⅲ・Ⅳ型）	登録基幹技能者（最大1職種1.0×1人） 一級技能士（最大2職種0. 5×2人）				最大2	最大2	
	工事の成績点70点未満の実績に係る減点（Ⅰ～Ⅳ型・橋梁上部工）	70点未満 １件以上		-1	-1	-1	-1	-1
配置技術者（監理技術者）の実績	優良工事表彰（Ⅰ型・橋梁上部工）	都市整備部長表彰・大阪港湾局優秀表彰 全国地方整備局長表彰　※２		1				1
		都市整備部事務所長等表彰・大阪港湾局優良表彰 近畿地方整備局事務所長表彰		0.5				0.5
	優良工事表彰（Ⅱ・Ⅲ）	都市整備部長表彰・大阪港湾局優秀表彰			1	1		
		都市整備部事務所長等表彰・大阪港湾局優良表彰			0.5	0.5		
	同分野工事の成績点 80点以上の実績（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型・橋梁上部工）	監理技術者、専任特例２号による技術者、 現場代理人（有資格者）としての実績		2	2	2		2
		監理技術者補佐、主任技術者、担当技術者 としての実績		1	1	1		1
	同種工事の施工実績（WTO・Ⅰ・Ⅱ型・橋梁上部工）	２件以上：２点，１件：１点		最大２	最大２			最大２
	同種工事の施工実績（Ⅲ型）	１件以上：１点				最大１		
企業の信頼性・社会性	若手・女性技術者の育成（Ⅰ～Ⅳ型・橋梁上部工）	若手・女性技術者を担当技術者等として配置		2	2	2	2	2
	地域貢献度①（Ⅰ～Ⅳ型）	大阪府内に建設業法上の主たる営業所を有する		0.5	0.5			
		土木事務所等管内に建設業法上の 営業所を有する				1	1	
	地域貢献度②（Ⅰ～Ⅳ型・橋梁上部工）	下請契約額の府内割合９０％		0.5	0.5	1	1	0.5
	地域貢献度③（Ⅰ～Ⅲ型・橋梁上部工）	災害復旧工事の実績		0.5	0.5	0.5		0.5
	大阪府施策に対する取組（Ⅰ～Ⅳ型・橋梁上部工）	障がい者雇用		0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	担い手の確保（Ⅰ～Ⅳ型・橋梁上部工）	建設キャリアアップシステムの活用		2	2	2	2	2
合　計（最大数）			30	30	25	20	13.5	29.5

分類	評価項目	評価の内容	回数制限
技術提案	技術提案 （施工方法・品質管理・安全等） 施工計画	・安全管理 の提案 ・施工方法（仮設工法、仮設構造物 を 含む）の提案 ・特定工種の工期短縮 ・社会的要請への対応など　課題に関する技術提案を評価する	—
入札参加の実績	優良工事表彰	過去２年間における表彰受賞の実績を評価する。 ・受賞１案件につき１回のみ利用できる。 受賞案件を利用（申請）して契約締結した場合、他案件には利用できない。 ・入札参加者が共同企業体の場合は、代表構成員の実績のみを申請対象とする。 また、共同企業体による過去の施工実績案件は、出資比率20％以上の工事に限り評価対象とする。 出資比率20％以上であれば代表構成員以外の実績でも評価の対象とする。※１ ・全国地方整備局長表彰には北海道開発局長表彰（国土交通省所掌の事業に限る。）を含む。	1
	同種工事の施工実績	過去15 年間に元請として完成引き渡しが完了した同種工事の実績件数を評価する 。	—
	現場従事技能者の配置	当該工事における登録基幹技能者、一級技能士の配置人数を評価する。 現場従事技能者は、 １工種につき１名とし兼務は認めない。	—
	工事成績点に係る減点	大阪府　都市整備部 発注工事（総価契約に限る）における前年度の工事成績点を評価する。	—
配置技術者（監理技術者）の実績	優良工事表彰	過去２年間における表彰受賞の実績を評価する。 ・受賞１案件につき１回のみ利用できる。 受賞案件を利用（申請）して契約締結した場合、他案件には利用できない。 ・入札参加者が共同企業体の場合は、代表構成員の実績のみを申請対象とする。 また、共同企業体による過去の施工実績案件は、出資比率20％以上の工事に限り評価対象とする。 出資比率20％以上であれば代表構成員以外の実績でも評価の対象とする。※１ ・全国地方整備局長表彰には北海道開発局長表彰（国土交通省所掌の事業に限る。）を含む。	1
	同分野工事の成績点の実績	過去15 年間における、大阪府、全国地方整備局（北海道開発局を含む 。）、近畿地方整備局管内府県・政令市又は 大阪広域水道企業団発注の同分野工事における工事成績点 80点以上（総価契約に限る）の実績を評価する。 **・工事成績点の評価** Ⅰ型・橋梁上部工：大阪府、全国地方整備局（北海道開発局を含む。）、近畿地方整備局管内府県・政令市又は 大阪広域水道企業団発注の工事成績点を評価する。 Ⅱ型・Ⅲ型・Ⅳ型：大阪府、近畿地方整備局及び大阪広域水道企業団を対象とする。 **・「同分野工事」** 土木一式工事及び橋梁上部工事： 「土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、法面工事、プレストレストコンクリート構造物工事、 ＰＣ橋梁上部工事、鋼橋上部工事、その他構造物工事、橋梁補修工事、橋梁補強工事、しゅんせつ工事」とする。	—
	同種工事の施工実績	過去15 年間に元請として完成引渡が完了した監理技術者、 特例監理技術者、 現場代理人（有資格）としての実績を評価する。	—
企業の信頼性・社会性	若手・女性技術者の育成	若手（40 歳以下）もしくは女性技術者と補助者の配置した場合、評価する。	—
	地域貢献度①	Ⅰ型　　：大阪府内企業であれば評価する。 Ⅱ型　　：大阪府内企業でありかつ建設機械の所有を評価する。 Ⅲ型・Ⅳ型：発注土木事務所管内に建設業法上の営業所がある場合評価する。 橋梁上部工：本項目については評価の対象外とする。 なお、本項目による加点 は年度内につき 1 回とする。	1
	地域貢献度②	１次下請契約額に占める大阪府内企業の下請契約額の割合が９０％を超える場合、評価する。 主たる工種がシールド工等の特殊工事については、評価項目として設定しない。	—
	地域貢献度③	都市整備部又は大阪港湾局 発注工事（緊急随意契約 に 限る 。）における災害復旧工事の実績を評価する。 災害復旧工事に対する評価は１件につき、１回限り有効とする。	1
	大阪府施策に対する取組	障がい者の実雇用率が法定雇用率を超えている場合、評価する 共同企業体においては、全ての構成員の障がい者実雇用率が、法定雇用率を超えている場合に評価の対象となる。	—
	担い手の確保	建設キャリアアップシステムCCUS ）の活用を行っている場合、評価する。	—

その他

＊技術提案について

・課題毎の配点は、施工計画の重要性、提案内容の重要度により設定します。
・工期の短縮の提案を行い、落札者が記載した工事完成日が、発注者が公告時に設定していた工期末より前である場合は、その日を工期末として契約します。

＊同種工事の施工実績（入札参加者の実績及び配置技術者の実績）について

・「同種工事」については、案件毎に設定します。
・入札参加者が共同企業体の場合は、代表構成員の実績のみを申請対象とします。
また、共同企業体による過去の施工実績案件は、出資比率20％以上の工事に限り評価対象とします。
出資比率20％以上であれば代表構成員以外の実績でも評価の対象とします。
・土木一式Ａ等級に属する建設業者の二者で構成される特定建設工事共同企業体として参加する場合は、全ての構成員の実績を評価の対象とし、代表構成員のみ実績を有する場合は、評価点を２件以上は1.0点、１件は0.5点とします。
・現場代理人（有資格）とは、監理技術者資格者証の交付を受けた場合に限ります。
なお、技術者の実績は、求める工種や工事内容を施工している期間すべてに従事していれば対象とします。

＊同分野工事の成績点の実績（配置技術者の実績）について

・優良工事等表彰の評価項目へ申請した受賞案件は、同分野工事の成績点の実績への申請・評価はしない。
・入札参加者が共同企業体の場合、代表構成員の実績のみを申請対象とします。
共同企業体による過去の施工実績案件は、出資比率20％以上の工事に限り評価対象とします。
出資比率20％以上であれば代表構成員以外の実績でも評価の対象とします。
・現場代理人（有資格）とは、監理技術者資格者証の交付を受けた場合に限ります。
・担当技術者は、主任技術者を配置できる場合の国家資格のいずれかを有していた場合に限ります。
・技術者の成績は全期間従事した工事の成績のみを対象とします。

＊若手・女性技術者の育成について

・若手・女性技術者を監理技術者として配置し、技術力を有する現場代理人が補助を行う
・若手・女性技術者を現場代理人として配置し、技術力を有する監理技術者（主任技術者）が補助を行う
・若手・女性技術者を担当技術者として配置し、技術力を有する監理技術者（主任技術者）又は現場代理人が補助を行う
・技術力を有する女性技術者を監理技術者又は現場代理人として配置
「技術力を有する」とは、「同種工事の施工実績」、「80点以上の工事成績点」又は「監理技術者として10年以上の経験」を有することをいいます。

＊大阪港湾局について

・大阪港湾局は、大阪港湾局（計画整備部計画課計画調整担当、同部振興課利用促進担当及び泉州港湾・海岸部）発注を対象としています。

＊詳細については、公告時に配布する資料を確認ください。

（３）ヒアリング

技術提案内容についてヒアリングを実施することがあります。

６．総合評価落札方式による落札者の決定

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札候補者とします。

評価値の算出方法は、除算方式です。

また、技術評価点については、各発注者が工事の特性に応じて適切に設定します。

除算方式

総合評価は、技術審査の結果、入札参加者に付与した「技術評価点」を入札価格で除した値（評価値）の大小をもって行います。

技術評価点 ＝ 基礎点(100 点) ＋ 加算点

評　価　値 ＝ 技術評価点 ／ 入札価格 × 100,000,000（少数点第５位以下切り捨て）

７．その他の留意事項

（１）評価内容の担保

①契約書における明記

総合評価落札方式（技術提案型）で落札者を決定した場合、落札者決定の際に履行を求めることとした技術提案については、発注者と落札者の責任の分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について契約上取り決めておくものとします。

②工事成績点の減点について

(ｱ)技術提案の履行

落札した者の技術提案内容の履行については、発注者、受注者が協議したうえ、確認方法を定めます。

受注者の責により、履行できなかった場合は、再度の施工を求めますが、再度の施工が困難な場合は、その程度により工事成績点を最大 10 点減点します。また、契約違反として取り扱う場合があります。

技術提案項目の達成状況に対する技術評価の加算点 ／ 技術提案の審査において付与された技術評価の加算点	→	達成率 50%未満　：10 点減点 50%以上 75%未満　：5 点減点 75%以上 100%未満　：3 点減点

(ｲ)配置技術者（監理技術者）の実績

「配置技術者（監理技術者）の実績」について、評価を受けた場合は、契約工期の当初から配置しなければなりません。なお、契約工期の当初に配置した技術者の途中交代を行う場合は、同等以上の評価がなされる技術者を配置するものとします。

なお、配置技術者の「死亡」による途中交代を行う場合は除きます。

ただし、「死亡」以外の理由により、同等以上の評価ができないものを配置する場合は、その交代日から次年度末まで、都市整備部発注の総合評価方式による公告案件において、配置技術者に係る加点申請を認めないものとし、併せて工事成績点を５点減点します。

(ｳ) 以下に該当する場合は、工事成績点を５点減点します。

・70 点未満の工事成績点の実績があるにもかかわらず申請をせず、落札決定以降に減点の実績が判明した場合

・「企業の技術力」のうち、「現場従事技能者の配置」について評価を受けた場合で、本工事の契約期間中に、申請した現場従事技能者又は現場従事技能者と同等以上の評価がなされる者の配置が確認できなかった場合

・「企業の信頼性・社会性」のうち、「若手・女性技術者の育成」について評価を受けた場合で、本工事の契約期間中に評価内容が確認できなかった等の場合

・「企業の信頼性・社会性」のうち、「地域貢献度（建設機械の保有）」について評価を受けた場合で、請負者が本工事の契約期間中に、機械を他の者に売却・譲渡、若しくは処分していたことが発覚した場合

・「企業の信頼性・社会性」のうち、「大阪府内企業への下請け」について評価を受けた場合で、完成時に一次下請契約額の総額に占める大阪府内企業の契約額の合計が、作成要領に定める率を下回った場合

・「企業の信頼性・社会性」のうち、「担い手の確保」について評価を受けた場合で、建設キャリアアップシステム（ＣＣＵＳ）の活用を確認できなかった場合

（２）中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用にあたっては、大阪府建設工事総合評価等審査会に諮り、学識経験者から意見聴取します。

① 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式を実施する場合は、中立かつ公正な審査・評価を行う観点から、落札者決定基準を定めるときに、あらかじめ２人以上の学識経験者の意見を聴きます。

（地方自治法施行令第 167 条の 10 の２第４項）

② 技術提案に関する機密の保持

総合評価落札方式（技術提案型）を実施するにあたり、発注者は、入札参加者の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取り扱いに留意します。

（３）総合評価に関する評価基準及び評価結果等の公表

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、技術審査資料作成要領、技術提案書作成要領等において明記します。

① 手続開始時

総合評価落札方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記します。

a) 総合評価落札方式の適用の旨

b) 入札参加要件

c) 入札の評価に関する基準

(ｱ) 評価項目

(ｲ) 評価基準

・評価項目ごとの評価基準

・評価項目ごとの最低限の要求要件

(ｳ) 得点配分

d) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

② 開札後

総合評価落札方式を適用した工事において、落札者決定後に以下の事項を公表します。（ただし、入札公告等において技術評価を行わないとされた者の入札は除きます。）

a）各入札参加者名
b）各入札参加者の入札価格
c）各入札参加者の技術評価点
d）各入札参加者の評価値

③ 技術審査資料、技術提案の評価結果に対する質問

評価結果について質問事項がある場合は、共通入札説明書及び電子入札公告に定めるところにより、質問書の提出ができます。

用 語 の 定 義

品質：

工事目的物の品質（機能・性能等）とともに、工事の効率性（工期の短縮等）、施工時における第三者や施工者の安全性、環境への配慮等の工事実施段階における様々な特性も含まれる。

評価値：

落札者を選定するための指標。要求要件を満たし、入札価格が予定価格内であった競争参加者のうち、評価値が最も高い者が落札者として選定される。なお、除算方式では、技術評価点を入札価格で除した値（相対値）が評価値となる。

技術評価点：

競争参加者の技術提案等に基づき算出する技術力の価値を表す指標。除算方式では、基礎点と加算点の合計得点が技術評価点となる。

基礎点：

除算方式において、競争参加者の技術提案が、発注者が示す最低限の要求要件を満たした場合に付与される点数。

要求要件：

当該工事の現地の施工条件や環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえ、技術的課題に対して競争参加者に求める技術提案等において確保する必要がある条件。

【参考】

R7.12.16時点の「令和８年度発注案件からの建設工事における総合評価落札方式の取組方針」からの変更点

（設備工事を除く。）

対象金額の見直し

- 発注標準額の対象金額の変更（27.2 億⇒30.2 億）

問い合せ先
大阪府　都市整備部　事業調整室
技術管理課　契約管理グループ
Tel 06－6944－6038（直通）